

39. (Gno.93) 日中環境（生態）損害賠償制度研究（環境損害賠償制度研究会）

代表：原田 剛

2023 年度（開始）

【研究の目的】

環境に与える損害の賠償制度について、特に民事実体法の側面から、制度構築（立法化）が進んでいる中国民法典を比較対象として、解釈論、立法論について研究することを目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

2023 年度は「日本民法の不法行為制度から環境損害賠償へのアプローチ」を検討したが、この成果を踏まえ、2024 年度は北京理工大学法学院の羅麗教授から、中国において公法と私法が相乗的に生態環境損害を救済する立法モデルが採用され、中央政府の『生態環境損害賠償制度改革方案』（2017 年策定）と私法である『中華人民共和国民法』とで生態環境損害賠償制度が協同で構築されている点の示唆を受け、日本での民法から環境損害賠償の可能性について改めて検討をした。ただ、本年度は共同研究グループとしては研究会を開催することはできなかった。